

○ 110 番通報等協力者に対する謝礼実施要領について（例規 通達）

昭和 55 年 2 月 20 日

群本例規第 9 号（外）警察本部長

〔沿革〕

平成 4 年 6 月群本例規第 18 号（務）、9 年 3 月第 6 号（務）、18 年 3 月第 9 号（務）、21 年 3 月第 14 号（務）、22 年 3 月第 6 号（務）、第 11 号（生企）、23 年 2 月第 5 号（総企）、24 年 3 月第 5 号（総企）改正

110 番通報等によつて警察活動上効果的な情報の提供を行つた善意の協力者（表彰該当者は除く。）に対して、記念品を贈呈して謝意を表し、公衆と警察との良好な関係を保つとともに、より積極的な協力を得て円滑な警察運営を図るため、別添のとおり「110 番通報等協力者に対する謝礼実施要領」を制定し、昭和 55 年 3 月 1 日から実施することとしたから適正な運用に努められたい。

なお、110 番通報等協力者に対する謝礼実施要領の制定について（昭和 48 年群外第 883 号）は、廃止する。

別添

110 番通報等協力者に対する謝礼実施要領

第 1 目的

この要領は、110 番等により各種事件、事故等に関し、警察活動上有効な通報を行つた者に謝意を表することによつて、県民等との良好な公衆関係を保持し、円滑な警察運営を図ることを目的とする。

第 2 用語の意義

この要領にいう「110 番通報等」とは、いわゆる「110 番通報」のほか、加入電話や口頭による急訴などで 110 番通報に準ずるものを含むものとする。

第 3 謝礼対象者

謝礼の対象者は、110 番通報等協力者（各種事件、事故の当事者などで謝意を表明する必要がないと認められる者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

項目	例示
(1) 各種事件・事故等に関する通報で、人の生命・人体又は財産上の被害を防止するため効果があつた場合	ひき逃げ、あて逃げ又は重大若しくは特異な事件、事故を認知して通報したため、初動措置又は捜査活動上効果のあつた場合
(2) 各種事件に関する通報で、犯人の検挙に効果があつた場合	数人による乱闘、凶器を持ったけんかなどで、重大な結果が発生するような事件を認知して通報したため、捜査上効果のあつた場合

(3) 各種手配に関する通報で、事件処理上効果のあつた場合	不審者の立ち回り、行方不明者の発見、ぞう品の発見等の通報で、捜査、防犯活動上効果のあつた場合
(4) 前各号以外の警察活動に関する通報で、警察活動上効果のあつた場合	酔っ払い等が交通の妨害をしている事案の発見や、直接救助作業はしないが遭難者発見等の通報を行い、警察活動上効果のあつた場合

第4 謝礼を行う者

当該事件、事故等処理した警察署長とする。

第5 謝礼事務担当者

謝礼事務担当者は、警察本部（以下「本部」という。）にあつては地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）、警察署にあつては地域課長とする。

第6 謝礼の手続

謝礼の手続は、次のとおりとする。

- (1) 通信指令課長は、110番通報等により謝礼対象者を認知したときは、事案の概要を110番通報等協力者通知書（別記様式第1）により関係警察署長に通知すること。
- (2) 警察署長は、謝礼該当事案を認知し、又は通知を受けたときは、速やかにその事実及び対象者について調査の上110番通報等協力者認知報告書（別記様式第2）により警察本部長に報告し、本部から記念品の送付を受けて贈呈すること。
- (3) 謝礼は、礼状（別記様式第3）に記念品を添えて、警察署の幹部又は謝礼対象者方を担当する所管区員が直接行い、その際通報事案の処理結果を知らせるなど通報者の善意にこたえるようにすること。

第7 運用上の留意事項

本制度の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) この謝礼制度は、善意の協力者に謝意を表することによつて、県民等との良好な公衆関係を助長する趣旨であるから、謝礼はなるべく早い機会に行うように努めるとともに取扱いに当たっては、密告奨励の誤解を受けることのないように配慮すること。
- (2) 事案によつては、対象者の立場を考慮し、贈呈に際し報道機関、近隣者又は職場等に対する秘密の保持に配慮すること。
- (3) 110番通報等の受理に当たっては、この制度の趣旨を念頭におき、通報者の住所、氏名、事件との関係など必要事項の聴取漏れのないように留意するとともに、謝礼事務担当者と連絡を密にして、謝礼該当事案のは握漏れのないように注意すること。

第8 記念品の取扱い

礼状及び記念品の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 礼状は、通報事案に応じて警察署長が作成すること。
- (2) 記念品は、本部で一括購入し、通信指令課長が保管すること。
- (3) 通信指令課長は、記念品を送付するときは、記念品送付書（別記様式第4）を

添えて行うこと。

- (4) 警察署長は、記念品を受領したときは、記念品受領書（別記様式第5）を通信指令課長に送付すること。
- (5) 記念品の出納状況は、地域部通信指令課にあつては記念品出納簿（別記様式第6）、警察署にあつては110番通報等協力者認知報告書により明らかにしておくこと。

別記様式省略